

# 離婚届の書き方と注意

黒インク又は黒ボールペンで書いてください  
消えるボールペンは使用しないでください

## 1.持参するもの

### ◎離婚届書

※協議離婚の場合は証人2名必要です。

### ◎来庁者の本人確認できるもの

(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)

※印鑑の押印は任意ですが、他課でのお手続きがある場合は必要になることがあります。予め担当課までご確認ください。  
※戸籍謄本の提出は原則不要ですが、本籍地市区町村の状況により、後日提出を求める場合があります。

## 2.添付書類

○裁判離婚の場合は下記の書類も持参してください。

- 調停離婚の場合→調停調書の謄本
- 審判離婚の場合→審判書の謄本と確定証明書
- 判決離婚の場合→判決書の謄本と確定証明書
- 和解離婚の場合→和解調書の謄本
- 認諾離婚の場合→認諾調書の謄本

## 3.届出人

○協議離婚の場合は夫と妻になります。

○裁判離婚の場合は、調停もしくは審判の申立人または訴提起者となります。

※届出人の作成した届書を家族等(使者)が提出することもできます。

## 4.同時に住所を変更される方は異動の届(転入・転居・転出・世帯分離届)を提出してください。

※平日のみ(午前8時30分～午後5時15分)

○他市区町村から転入される方は転出証明書を添付してください。(マイナンバーカードによる特例転出はマイナンバーカードを持参してください)

## 5.次の方は他にも必要な手続きがあります。

詳しくは下記までお尋ねください。

○養子離縁届を希望する時

○お子様の氏(又は戸籍)を離婚後の氏(戸籍)に変更したい場合

(フリガナ)	夫 イバラキ ミキヒロ	妻 イバラキ ハル
氏名	茨城 幹大	茨城 葉瑠
生年月日	平成5年5月5日	平成6年6月6日
住所	茨城県稲敷郡阿見町中央 一丁目99番99号	茨城県稲敷郡阿見町中央 六丁目6番66号
住民登録をしているところ	中央ハイソ1234号	
本籍	茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番	
外国人のときは国籍だけを書いてください	筆頭者の氏名 茨城 幹大	
父母及び養父母の氏名 父母との続き柄 右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください	夫の父 茨城 梅男 母 茨城 菊子	妻の父 土浦 草司 母 土浦 桔梗
	続き柄 長男	続き柄 長女
	養父	養父 阿見 紫苑
	続き柄 養子	続き柄 養女
	養母	養母 阿見 百合
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判	<input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決
婚姻前の氏に	<input type="checkbox"/> 夫 は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻 は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	年 月 日成立 年 月 日認諾 年 月 日確定
もどる者の本籍	茨城県稲敷郡阿見町中央六丁目6番	番地 筆頭者の氏名 阿見 葉瑠
未成年の子の氏名	父母双方が親権を行う子	
	父(夫)が親権を行う子	
	母(妻)が親権を行う子 茨城 撫子、茨城 桜	
	親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子	
(協議離婚で親権者の定めをした場合)相違なければ、それぞれが☑のようにしるしをつけてください。	夫 <input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。	妻 <input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。
同居の期間	令和(平成)・昭和 28 年 11 月から	(令和)・平成・昭和 2 年 7 月まで
別居する前の住所	茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目88番88号	
別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあってはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあってはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯	
夫妻の職業	(国勢調査の年…令和 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業   妻の職業	
その他		
届出人署名 (押印は任意)	夫 茨城 幹大 (茨城)	妻 茨城 葉瑠 (茨城)
事件簿番号		連絡先 夫 ○○○(○○○)1234 妻 ○○○(○○○)5678

→現在の住民登録をしている住所を都道府県名から書いてください。住所を変更するときは住民異動届の手続きが必要です。

→父母の氏名と続柄を書いてください。夫婦どちらかが養子、養女のときは養親の氏名を書いてください。

婚姻のとき氏が変わった人は、次の中から選んで書いてください。  
(1)婚姻前の氏を名乗り、婚姻前の戸籍にもどる  
(2)婚姻前の氏を名乗り、自分の新しい戸籍を作る  
(3)婚姻中の氏を継続して名乗り、自分の新しい戸籍を作る  
※(3)の場合はここに書かず「離婚の際に称していた氏を称する届(77条の2の届)」を同時に提出してください。  
→(77条の2の記載例は裏面)  
※(1)・(2)を選択し、婚姻前の氏に戻っても、離婚後3か月以内であれば、婚姻中の氏を名乗ることも可能です。ご相談ください。

夫婦の間に未成年(18歳未満)の子がいる場合  
○協議で親権者を定めた場合:親権を行う者の欄に子の氏名を全員書いてください。  
※親子交流と養育費の分担の取決めについても☑してください。  
○家事審判又は家事調停の申立てをしている子がいる場合:「申立てがされている子」欄に子の氏名をフルネームで書いてください。  
※親子交流と養育費の分担の取決めの☑は不要です。

→協議離婚で親権者を指定した場合、記載の内容で当事者双方が合意したら☑を記入してください。

→左側に夫妻が同居を始めたときを書いてください。別居している場合は、別居したとき、別居する前の住所を書いてください。同居中の場合は書かないでください。

→別居する前の世帯の仕事を選んで該当する箇所を☑してください。

→国勢調査の年のみ書いてください。

→協議離婚のときは、婚姻中の氏名で各自署名してください。裁判離婚の場合は、申立人または訴提起者が署名してください。

→昼間連絡のとれる電話番号を必ず書いてください。

お問い合わせは

〒300-0392 茨城県稲敷郡阿見町中央1-1-1 阿見町役場町民課 TEL029-888-1111 内線 123
---

証人	
署名 (押印は任意)	茨城 梅男 (茨城)   稲敷 百合 (稲敷)
生年月日	昭和 40 年 4 月 4 日   平成 6 年 6 月 6 日
住所	茨城県稲敷郡阿見町大字阿見 23546番地78   茨城県稲敷郡阿見町岡崎 二丁目88番地77
本籍	茨城県稲敷郡阿見町中央 一丁目99番   茨城県龍ヶ崎市中里 一丁目88番

離婚事実を知る成年者であればどのような関係の方でもよいですが、証人本人が自署してください。  
→生年月日、住所、本籍も証人本人が書いてください。

※協議離婚のときだけ必要です。